



秋本議員の再生エネ永田町報告



こんにちは、衆議院議員の秋本真利です。

いよいよ、第201回通常国会がスタートしました。今国会では、電気事業法やFIT法の改正も予定されているので、エネルギー業界の方々にはいつも以上に高い関心を寄せる国会となっているのではないのでしょうか。そうした皆さんの期待に応えるべく、1月の下旬には再生エネ議連を開催して、発電側課金やパネル税について議論をする予定です。

年末に、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の二つの委員会で中間取りまとめがあり、パブコメにかけられました。今後は、党内手続きを経て、この国会で議論されることとなります。再エネにかかわる改正としては、①発電側基本料金も含めた託送料金のあり方の改正、②低圧太陽光や小型風車の安全基準の強化、③地域間連系線の再エネ賦課金課金、④太陽光パネルの廃棄費用の積み立て、⑤FIT制度に向けた制度構築——などがあります。再生エネ議連の事務局長は引き続き務めていくことになりましたので、再エネの制度改正について今年も鋭意取り組んでまいります。

また、発電側課金については、臨時国会閉会後もエネ庁と議論を続けてきました。これまで送配電費用は、小売電気事業者が100%支払っていましたが、これを発電事業者にも10%負担させる大きな制度変更です。国内の電力需要が伸び悩んでいる一方で、再生エネの導入量の伸びとともに、系統連系のニーズの増加や送配電網の経年劣化が進んでいるため、系統利用者である発電事業者にも送配電費用の一部を負担させるのが狙いです。発電側課金自体は、再生エネに限らず、原発や石炭火力などにも課金されます。しかし、再生エネは、FIT制度によって買取価格が20年間固定されている点が、他の電源と大きく違います。すでに稼働した再生エネにも発電側課金が適用されるため、再生エネ事業者の事業計画に変更が生じ、事業継続が難しくなるような事が起こらないように、何かしらの調整措置が必要であると思っています。一方で、高度化法の非化石電源比率が平均未滿の小売電気事業者については、化石電源グランドファザリング（GF）という特例措置が講じられているのですが、GF設定対象事業者のGF分については、調整措置を設ける必要はないと思っています。

洋上風力で関連産業を集積、地域経済活性化に期待

洋上風力で関連産業を集積、



長崎県の五島沖の海域が年末に促進区域に指定され、洋上風力もいよいよ本格的に動き出しました。今後は、秋田の由利本荘や能代沖と続いていくものと思いますが、こうした区域での風車の設置工事に欠かせないのが建設基地港です。港ではタワーやナセルといった重厚長大な部品を取り扱うので、それらの重さに耐えられる地耐力が必要となります。現在、秋田県沖での洋上風力の事業展開に備えて、国土交通省が秋田港の岸壁の地耐力強化工事を20億円の予算を使って行っているのですが、その現場を1月中旬に視察してきました。

また、私の地元である千葉県の銚子沖については、隣県の鹿島港が基地港湾となるのではないかと報道されています。しかし、銚子市には名洗港という国の避難港に指定されている地方港湾があるので、この可能性について地元代議士として考えずにはいられないので、こちらの港についても近日中に視察に行くつもりです。いずれにしても、洋上風力によって地方に関連産業の集積が起これ、その地域の経済の活性化に繋がることは非常に望ましいことです。



FIT制度は、国民の理解の下で初めて成立する制度です。FITによる再生エネ発電事業者の方々には、その点を十分に勘案して地元との共生を強く意識して欲しいと常々思っています。

（自民党再生可能エネルギー普及拡大議員連盟事務局長・秋本真利）